

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 5 日（金）第18号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- | | | |
|------------------------------------|------------|----|
| ○鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※） | （人事課取扱い） | 1 |
| ○鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※） | （財政課取扱い） | 2 |
| ○災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例（※） | （税務課取扱い） | 4 |
| ○鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（※） | （税務課取扱い） | 5 |
| ○鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例（※） | （国際交流課取扱い） | 14 |
| ○鹿児島県森林環境譲与税基金条例（※） | （森林経営課取扱い） | 18 |
| ○鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※） | （港湾空港課取扱い） | 18 |
| ○鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例（※） | （警務課取扱い） | 19 |

条 例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 2 号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 第 2 号 中 「 及 び 低 病 原 性 鳥 イン フ ル エ ン ザ 」 を 「 ， 低 病 原 性 鳥 イン フ ル エ ン ザ そ の 他 知 事 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 家 畜 伝 染 病 」 に 改 め ， 同 項 第 3 号 中 「 口 蹄 疫 ， 高 病 原 性 鳥 イン フ ル エ ン ザ 及 び 低 病 原 性 鳥 イン フ ル エ ン ザ 」 を 「 前 号 に 規 定 す る 家 畜 伝 染 病 」 に 改 め る 。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の規

定は、平成31年 3 月30日から適用する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 3 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 暮らし保健福祉部の表14の項の(2)中「20,600円」を「20,700円」に改める。

別表第 1 商工労働水産部の表 3 の項の(2)中「第32条の 4 第 1 項第 5 号ロ」を「第32条の 4 第 1 項第 6 号ロ」に改め、同項の(3)中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表 5 の項の(1)の ア中「5,900円」を「6,000円」に改め、同項の(1)のイ中「5,200円」を「5,300円」に改め、同項の(2)中「2,600円」を「2,700円」に改め、同項の(3)中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表 6 の項の(2)中「第 6 条第 1 項第 5 号ロ」を「第 6 条第 1 項第 6 号ロ」に改め、同項の(3)中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表 7 の項の(4)の ア中「17,900円」を「18,200円」に改める。

別表第 1 土木部の表 2 の項の(1)のサ、(2)の ア及びイ並びに(3)中「第87条の 2」を「第87条の 4」に改め、同項の(9)の次に次のように加える。

| | | |
|----------------------------------------------------|-------------------------------|----------|
| (9)の 2 法第48条第 16項第 1 号の規定に基づく増築等に関する特例の許可の申請に対する審査 | 特例許可を受けた建築物の用途地域内増築等特例許可申請手数料 | 121,000円 |
| (9)の 3 法第48条第 16項第 2 号の規定に基づく建築に関する特例の許可の申請に対する審査 | 日常生活に必要な建築物の用途地域内建築特例許可申請手数料 | 141,000円 |

別表第 1 土木部の表 2 の項の(12)中「第53条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「同条第 5 項第 3 号」を「同条第 6 項第 3 号」に改め、同項の(33)の 3 の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|------|---------|
| (33)の 4 法第87条の | 用途の変 | 27,000円 |
|----------------|------|---------|

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 2第1項の規定に基づく用途の変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 | 更を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料 | |
| (33)の5 法第87条の2第2項の規定において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく用途の変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査 | 用途の変更を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料 | 27,000円 |
| (33)の6 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への用途の変更に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 興行場等への用途の変更制限適用除外許可申請手数料 | 121,000円 |
| (33)の7 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等への用途の変更に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 特別興行場等への用途の変更制限適用除外許可申請手数料 | 162,000円 |

別表第1 土木部の表2の項の(34)から(36)までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表3の項の(1)中「19,200円」を「19,300円」に改め、同項の(2)中「17,700円」を「17,900円」に改める。

別表第1危機管理防災局の表1の項の(2)のオの(㉔)中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉕)中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉖)中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改め、同項の(19)のア中「6,500円」を「6,600円」に改め、同項の(19)のイ中「4,500円」を「4,600円」に改め、同項の(19)のウ中「3,600円」を「3,700円」に改め、同表2の項の(11)中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表3の項の(14)のア中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項の(14)のイ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項の(14)のウ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項の(14)のエ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項の(14)のオ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項の(15)のア中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同項の(15)のイ中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表5の項の(20)中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改める。

別表第1警察本部の表1の項の(20)中「8,600円」を「8,700円」に改め、同項の(21)及び(22)中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表6の項の(2)のイ中「6,800円」を「6,900円」に改め、同項の(3)の2中「12,300円」を「12,700円」に改め、同項の(13)中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表9の項の(11)中「38,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1商工労働水産部の表3の項の(2)の改正規定及び同表6の項の(2)の改正規定並びに別表第1土木部の表2の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第4号

災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害被害者に対する県税の減免に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、災害により自己又は法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第9号に規定する扶養親族の所有に係る住宅又は家財につき受

けた損害の金額が甚大である者で、前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるものに対しては、損害の程度に応じ、災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人の事業税の税額のうち災害を受けた日以後に納期限の到来するものについて、当該税額の2分の1以内の額を軽減することができる。

第3条の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「減免」を「軽減」に改め、同条中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第4条第1項中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「減免を受けようとする者に」を「軽減を受けようとする者に」に改める。

第5条中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

別記様式(その1)中

| |
|------------------|
| 保険金等による補てん額 ③ |
|------------------|

を

| |
|-----------------|
| 保険金等による補填額 ③ |
|-----------------|

に、「補てんされる」

を「補填される」に改め、同様式(その2)中「自動車税用」を「自動車税の種別割用」に改め、「、自動車税」の次に「の種別割」を加え、「減免を」を「軽減を」に、

「

| |
|--------------|
| 保険金等による補てん額② |
|--------------|

を

| |
|-------------|
| 保険金等による補填額② |
|-------------|

に、

「

| |
|-------|
| 減 免 額 |
|-------|

を

| |
|-------|
| 軽 減 額 |
|-------|

に、「補てんされる」

を「補填される」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「自動車税」の次に「の種別割」を加える部分を除く。)、第2条第2項の改正規定、第3条の見出しの改正規定(「減免」を「軽減」に改める部分に限る。)、第4条第1項の改正規定(「自動車税」の次に「の種別割」を加える部分を除く。)、別記様式(その1)の改正規定及び別記様式(その2)の改正規定(「自動車税用」を「自動車税の種別割用」に改め、「、自動車税」の次に「の種別割」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第5号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「ときは」の次に「、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を

除き」を加える。

第23条の2第3項中「支出した」の次に「前項に規定する」を加える。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改める。

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「公的年金等」という。）の支払を受ける第18条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改める。

第39条第1項第1号ウ中「によつて」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

附則第5条の8中「同項の」を「租税特別措置法第4条の5第1項の」に改める。

附則第6条の3中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第6条の3の2中「100分の15」を「100分の20」に改める。

附則第12条第2項、第4項及び第6項中「掲げる自動車」を「規定するガソリン自動車」に改める。

附則第17条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条を次のように改める。

第17条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次条第2項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）、混合メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条

において同じ。）、キャンピング車等（第101条第1項第4号アに規定するキャンピング車、放送宣伝車及び事務室車をいう。以下この条及び次条において同じ。）、一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、附則別表第1の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
 - (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- 2 法附則第12条の3第2項に掲げる自動車に対する第101条の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車等（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 3 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車に対する第101条の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第3の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の2の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に、「第12条の4第1項」を「第12条の5第1項」に、「自動車税に」を「自動車税の種別割に」に、「第152条から第154条まで」を「第177条の

13から第177条の15まで」に改め、同条第2項中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第3項中「第163条第1項」を「第177条の18第1項」に、「においては」を「には」に、「自動車税について同様とする」を「この款において同じ」に、「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に、「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に改め、同条を附則第17条の3とする。

附則第17条の次に次の1条を加える。

第17条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第31号）第2条の規定による改正前の鹿児島県税条例（以下この項において「平成28年改正前の県税条例」という。）第98条の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、第99条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法附則第12条の4第1項に規定する運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第101条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車

- | | | |
|---|----------------------------|------------|
| ア | 総排気量が1リットル以下のもの | 年額29,500円 |
| イ | 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの | 年額34,500円 |
| ウ | 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの | 年額39,500円 |
| エ | 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの | 年額45,000円 |
| オ | 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの | 年額51,000円 |
| カ | 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの | 年額58,000円 |
| キ | 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの | 年額66,500円 |
| ク | 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの | 年額76,500円 |
| ケ | 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの | 年額88,000円 |
| コ | 総排気量が6リットルを超えるもの | 年額111,000円 |

(2) キャンピング車等

- | | | |
|---|----------------------------|-----------|
| ア | 総排気量が1リットル以下のもの | 年額23,600円 |
| イ | 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの | 年額27,600円 |
| ウ | 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの | 年額31,600円 |
| エ | 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの | 年額36,000円 |
| オ | 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの | 年額40,800円 |

- カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額46,400円
キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額53,200円
ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額61,200円
ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額70,400円
コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額88,800円

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、附則別表第4の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、法附則第12条の3第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第5の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、法附則第12条の3第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第6の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則別表第1第101条第1項第1号イの項及び第101条第1項第4号の項を削る。

附則別表第2第101条第1項第1号イの項通常税率の欄中「29,500円」を「25,000円」に、「34,500円」を「30,500円」に、「39,500円」を「36,000円」に、「45,000円」を「43,500円」に、「51,000円」を「50,000円」に、「58,000円」を「57,000円」に、「66,500円」を「65,500円」に、「76,500円」を「75,500円」に、「88,000円」を「87,000円」に、「111,000円」を「110,000円」に改め、同項軽課税率の欄中「7,500円」を「6,500円」に、「9,000円」を「8,000円」に、「10,000円」を「9,000円」に、「11,500円」を「11,000円」に、「13,000円」を「12,500円」に、「17,000円」を「16,500円」に、「19,500円」を「19,000円」に、「28,000円」を「27,500円」に改め、同表第101条第1項第4号の項通常税率の欄中「23,600円」を「20,000円」に、「27,600円」を「24,400円」に、「31,600円」

を「28,800円」に、「36,000円」を「34,800円」に、「40,800円」を「40,000円」に、「46,400円」を「45,600円」に、「53,200円」を「52,400円」に、「61,200円」を「60,400円」に、「70,400円」を「69,600円」に、「88,800円」を「88,000円」に改め、同項軽課税率の欄中「6,000円」を「5,000円」に、「7,000円」を「6,500円」に、「8,000円」を「7,500円」に、「10,500円」を「10,000円」に、「12,000円」を「11,500円」に、「18,000円」を「17,500円」に、「22,500円」を「22,000円」に改める。

附則別表第3第101条第1項第1号イの項通常税率の欄中「29,500円」を「25,000円」に、「34,500円」を「30,500円」に、「39,500円」を「36,000円」に、「45,000円」を「43,500円」に、「51,000円」を「50,000円」に、「58,000円」を「57,000円」に、「66,500円」を「65,500円」に、「76,500円」を「75,500円」に、「88,000円」を「87,000円」に、「111,000円」を「110,000円」に改め、同項軽課税率の欄中「15,000円」を「12,500円」に、「17,500円」を「15,500円」に、「20,000円」を「18,000円」に、「22,500円」を「22,000円」に、「25,500円」を「25,000円」に、「29,000円」を「28,500円」に、「33,500円」を「33,000円」に、「38,500円」を「38,000円」に、「44,000円」を「43,500円」に、「55,500円」を「55,000円」に改め、同表第101条第1項第4号の項通常税率の欄中「23,600円」を「20,000円」に、「27,600円」を「24,400円」に、「31,600円」を「28,800円」に、「36,000円」を「34,800円」に、「40,800円」を「40,000円」に、「46,400円」を「45,600円」に、「53,200円」を「52,400円」に、「61,200円」を「60,400円」に、「70,400円」を「69,600円」に、「88,800円」を「88,000円」に改め、同項軽課税率の欄中「12,000円」を「10,000円」に、「14,000円」を「12,500円」に、「16,000円」を「14,500円」に、「18,000円」を「17,500円」に、「20,500円」を「20,000円」に、「23,500円」を「23,000円」に、「27,000円」を「26,500円」に、「31,000円」を「30,500円」に、「35,500円」を「35,000円」に、「44,500円」を「44,000円」に改める。

附則別表第3の次に次の3表を加える。

附則別表第4（附則第17条の2関係）

| 自動車の区分 | 通常税率 | 重課税率 |
|-----------------|----------|----------|
| 附則第17条の2第1項第1号ア | 29,500円 | 33,900円 |
| 附則第17条の2第1項第1号イ | 34,500円 | 39,600円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ウ | 39,500円 | 45,400円 |
| 附則第17条の2第1項第1号エ | 45,000円 | 51,700円 |
| 附則第17条の2第1項第1号オ | 51,000円 | 58,600円 |
| 附則第17条の2第1項第1号カ | 58,000円 | 66,700円 |
| 附則第17条の2第1項第1号キ | 66,500円 | 76,400円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ク | 76,500円 | 87,900円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ケ | 88,000円 | 101,200円 |
| 附則第17条の2第1項第1号コ | 111,000円 | 127,600円 |

| | | |
|-----------------|---------|----------|
| 附則第17条の2第1項第2号ア | 23,600円 | 27,100円 |
| 附則第17条の2第1項第2号イ | 27,600円 | 31,700円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ウ | 31,600円 | 36,300円 |
| 附則第17条の2第1項第2号エ | 36,000円 | 41,400円 |
| 附則第17条の2第1項第2号オ | 40,800円 | 46,900円 |
| 附則第17条の2第1項第2号カ | 46,400円 | 53,300円 |
| 附則第17条の2第1項第2号キ | 53,200円 | 61,100円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ク | 61,200円 | 70,300円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ケ | 70,400円 | 80,900円 |
| 附則第17条の2第1項第2号コ | 88,800円 | 102,100円 |

附則別表第5(附則第17条の2関係)

| 自動車の区分 | 通常税率 | 軽課税率 |
|-----------------|----------|---------|
| 附則第17条の2第1項第1号ア | 29,500円 | 7,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号イ | 34,500円 | 9,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ウ | 39,500円 | 10,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号エ | 45,000円 | 11,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号オ | 51,000円 | 13,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号カ | 58,000円 | 14,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号キ | 66,500円 | 17,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ク | 76,500円 | 19,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ケ | 88,000円 | 22,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号コ | 111,000円 | 28,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ア | 23,600円 | 6,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号イ | 27,600円 | 7,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ウ | 31,600円 | 8,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号エ | 36,000円 | 9,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号オ | 40,800円 | 10,500円 |
| 附則第17条の2第1項第2号カ | 46,400円 | 12,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号キ | 53,200円 | 13,500円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ク | 61,200円 | 15,500円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ケ | 70,400円 | 18,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号コ | 88,800円 | 22,500円 |

附則別表第6(附則第17条の2関係)

| 自動車の区分 | 通常税率 | 軽課税率 |
|-----------------|---------|---------|
| 附則第17条の2第1項第1号ア | 29,500円 | 15,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号イ | 34,500円 | 17,500円 |

| | | |
|-----------------|----------|---------|
| 附則第17条の2第1項第1号ウ | 39,500円 | 20,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号エ | 45,000円 | 22,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号オ | 51,000円 | 25,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号カ | 58,000円 | 29,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号キ | 66,500円 | 33,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ク | 76,500円 | 38,500円 |
| 附則第17条の2第1項第1号ケ | 88,000円 | 44,000円 |
| 附則第17条の2第1項第1号コ | 111,000円 | 55,500円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ア | 23,600円 | 12,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号イ | 27,600円 | 14,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ウ | 31,600円 | 16,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号エ | 36,000円 | 18,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号オ | 40,800円 | 20,500円 |
| 附則第17条の2第1項第2号カ | 46,400円 | 23,500円 |
| 附則第17条の2第1項第2号キ | 53,200円 | 27,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ク | 61,200円 | 31,000円 |
| 附則第17条の2第1項第2号ケ | 70,400円 | 35,500円 |
| 附則第17条の2第1項第2号コ | 88,800円 | 44,500円 |

第2条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条に次の1項を加える。

- 4 法附則第12条の3第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、家用の乗用車等に対する第101条第1項の規定の適用については、当該家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の2第3項及び第4項を削る。

附則別表第5及び附則別表第6を削る。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第100条を改め、同条の次に8条を加える改正規定のうち第100条の7第2項第1号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の次に「（平成14年法律第151号）」を加える。

第101条第1項の改正規定中「同項第3号ア(ア)」を「同項第1号イ(イ)中「29,500円」を

「25,000円」に、同号イ(イ)中「34,500円」を「30,500円」に、同号イ(ウ)中「39,500円」を「36,000円」に、同号イ(エ)中「45,000円」を「43,500円」に、同号イ(オ)中「51,000円」を「50,000円」に、同号イ(カ)中「58,000円」を「57,000円」に、同号イ(キ)中「66,500円」を「65,500円」に、同号イ(ク)中「76,500円」を「75,500円」に、同号イ(ケ)中「88,000円」を「87,000円」に、同号イ(コ)中「111,000円」を「110,000円」に改め、同項第3号ア(ア)に、「加える」を「加え、同項第4号ア(ア)中「23,600円」を「20,000円」に、同号ア(イ)中「27,600円」を「24,400円」に、同号ア(ウ)中「31,600円」を「28,800円」に、同号ア(エ)中「36,000円」を「34,800円」に、同号ア(オ)中「40,800円」を「40,000円」に、同号ア(カ)中「46,400円」を「45,600円」に、同号ア(キ)中「53,200円」を「52,400円」に、同号ア(ク)中「61,200円」を「60,400円」に、同号ア(ケ)中「70,400円」を「69,600円」に、同号ア(コ)中「88,800円」を「88,000円」に改める」に改める。

附則第16条の2の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第16条の2の次に次の2条を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第16条の3 法附則第12条の2の10に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの維持のため行う補助を受けて運行する路線その他規則で定める路線とする。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第16条の4 法附則第12条の2の10の規定の適用を受ける営業用の自動車に対する第100条の3の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

2 法附則第12条の2の12の規定の適用を受ける自家用の乗用車に対する第100条の3の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第17条の改正規定を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鹿児島県税条例第14条第1項及び第23条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第5条の8及び第12条の改正規定並びに第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条及び第4条の規定 令和元年10月1日
- (3) 第1条中鹿児島県税条例第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに次条の規定 令和

2年1月1日

(4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例（以下この条において「2年新条例」という。）第28条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この条において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第28条の3に規定する県民税に係る申告書について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例（次条において「元年10月新条例」という。）第39条並びに附則第6条の3及び第6条の3の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 元年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第6号

鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 外国人の留学生及び研究者等（以下「留学生等」という。）に宿泊施設を提供するとともに、留学生等相互の交流及び留学生等と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び国際相互理解の促進を図るための公の施設として、鹿児島県国際交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、鹿児島市に置く。

(利用資格)

第3条 センターの施設を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の4の表の留学の在留資格を有する者で、鹿児島県内の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）に通学するもの
- (2) 法別表第1の3の表の文化活動又は短期滞在の在留資格を有する者で、鹿児島県内の大学等で研究を行うもの
- (3) 第1号又は前号に規定する者の法別表第1の4の表の家族滞在の在留資格を有する配偶者又は子で、第1号又は前号に規定する者とともに施設を利用するもの
- (4) その他知事が適当と認める者
（指定管理者による管理）

第4条 知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) センターの施設を利用した事業の企画及び実施に関する業務
- (3) センターの施設の利用者の募集及び利用の許可に関する業務
- (4) センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務
（利用期間）

第6条 センターの施設のうち宿泊施設は、規則で定める期間を超えて利用することはできない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（利用の許可等）

第7条 センターの施設のうち宿泊施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設（以下「許可施設」という。）の利用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が利用許可の内容又は利用許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (3) 利用者が不正の手段によって利用許可を受けたとき。
- (4) 公益上特に必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 指定管理者が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該処分がなされた場合は、この限りでない。

（利用料金）

第9条 利用者は、指定管理者の定める利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、前納しなければならない。
- 3 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 5 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金がセンターと規模、形態等において類似の施設の同種の料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 7 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還する。
 - (1) 前条第1項第4号又は第5号に該当することにより利用許可が取り消されたとき。
 - (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により許可施設の利用が不能となったとき。
 - (3) 利用者が利用開始前に利用許可の取消しを申し出て、指定管理者がこれを認めたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

（行為の禁止）

第10条 センターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障となる行為

（施設の原状変更の禁止）

第11条 利用者その他センターを利用する者は、センターの施設の原状を変更してはならない。

ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定によりセンターの施設の原状を変更した者は、指定管理者の指示に従い、センターの施設の利用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第12条 利用者は、利用許可により生ずる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為の制限）

第13条 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 展示会、集会その他これらに類する催しを開催すること。
- (3) 危険物、動物等を持ち込むこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (5) 印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

- 3 第1項の許可を受けた者は、当該行為を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（制止及び退去命令）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反してセンターの施設を利用した者
- (2) 第10条各号に掲げる行為を行った者
- (3) 第11条の規定に違反してセンターの施設の原状を変更し、又は原状回復を怠った者
- (4) 前条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（損害賠償）

第15条 第10条各号に掲げる行為を行った者が、当該行為により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第11条の規定に違反してセンターの施設の原状を変更し、又は原状回復を怠った者も、同様とする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第9条第3項から第5項までの規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第3項から第5項までの規定の例により行うことができる。

.....
鹿児島県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第7号

鹿児島県森林環境譲与税基金条例

（設置）

第1条 森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。以下この条において同じ。）の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、鹿児島県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から譲与を受ける森林環境譲与税の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（次項において「予算」という。）に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
.....

鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月5日

鹿児島県条例第 8 号

鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例（昭和37年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表屋久島空港の項及び徳之島空港の項中「18時30分まで」を「19時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

.....

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 9 号

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「伊佐警察署」を「伊佐湧水警察署」に改め、「横川警察署」を削る。

第 2 条第 1 項の表伊佐警察署の項を次のように改める。

| | | |
|---------|-----|----------------|
| 伊佐湧水警察署 | 伊佐市 | 伊佐市 始良郡 湧水町 |
|---------|-----|----------------|

第 2 条第 1 項の表横川警察署の項を削り、同表霧島警察署の項中「霧島市国分中央三丁目」を「霧島市」に、「霧島市のうち横川警察署の管轄区域を除く区域」を「霧島市」に改める。

附 則

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際改正前の鹿児島県警察署設置条例第 2 条第 1 項に規定する横川警察署の長がした処分その他の行為のうち次の表の左欄に掲げる区域に係るものであって現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同警察署の長に対してなされた申請その他の行為のうち当該区域に係るものは、それぞれ同表の右欄に掲げる警察署の長がした処分その他の行為又は同欄に掲げる警察署の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

| | |
|---------------------------------------------------------------------------|---------|
| 霧島市のうち横川町上ノ、横川町中ノ、横川町下ノ、牧園町宿窪田、牧園町三体堂、牧園町万膳、牧園町下中津川、牧園町上中津川、牧園町持松及び牧園町高千穂 | 霧島警察署 |
| 始良郡湧水町 | 伊佐湧水警察署 |